

## 栗東市路上喫煙の防止に関する条例の制定について

それでは、議提案第3号 栗東市路上喫煙の防止に関する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

いままで、路上でタバコを吸うか吸わないかは、マナーの問題と言われていました。

しかし、平成15年5月に、タバコを吸わない人の健康にも影響を及ぼす受動喫煙を防ぐため、受動喫煙防止の規定を盛り込んだ「健康増進法」が、施行されました。

また、栗東市議会においては、平成19年3月に「路上喫煙禁止条例の制定を求める請願」が提出され、「趣旨採択」している経過もあります。

受動喫煙と共に、小さな子どもや車椅子利用の方にとって、歩行中の人が吸いかけのタバコを持っている位置は、ちょうど顔の高さになり、火傷を負ったり、服が焦げたりして大変危険な状況がみられます。

去る3月5日には、栗東市議会の全議員により、JR栗東駅及びJR手原駅において路上喫煙の実態調査を行いました。

当日は雨にもかかわらず、特にJR手原駅では、路上喫煙者の率が5%を上回る時間帯があるなど、路上喫煙の防止対策の必要性も確認したところです。

この路上喫煙の防止対策は、個人のマナーの問題から、ルールとして制定する必要性が有ると判断するもので、今般「栗東市路上喫煙の防止に関する条例」を提案いたしました。

条例の内容としては、

第3条においては、市の責務として、意識の啓発に努めなければならない。

第4条においては、市民等及び事業者の責務として、市が実施する路上喫煙の防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第5条では喫煙者の責務として、路上喫煙をしないよう努めるものとする。

第6条以下においては、路上喫煙禁止区域の指定などを内容としており、平成24年10月1日より施行しようとするものであります。

以上、議提案第3号の提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。

## 栗東市路上喫煙の防止に関する条例

### (目的)

第1条 この条例は、路上喫煙を防止することにより、市民等の身体及び財産への被害の防止、健康への影響の抑制並びにたばこの吸い殻の投棄の防止を図り、もって市民等の安全かつ安心して健康な生活の確保及びまちの美観の保全に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- ① 路上喫煙 道路等（道路等を管理する権限を有する者が喫煙することができる場所として指定した場所を除く。）において、たばこを吸うこと又は火のついたたばこを所持することをいう。ただし、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車（同法第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車を除く。）の車内においてこれらの行為をすることを除く。
- ② 道路等 道路その他の公共の場所（室内及びこれに準ずる環境にあるものを除く。）をいう。
- ③ 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- ④ 事業者 市内で事業活動を行う者及びこれらの者で組織される団体をいう。

### (市の責務)

第3条 市は、路上喫煙の防止に関する施策を実施するとともに、路上喫煙の防止に関する市民等及び事業者の意識の啓発に努めなければならない。

### (市民等及び事業者の責務)

第4条 市民等及び事業者は、この条例の目的を達成するために、市が実施する路上喫煙の防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

### (喫煙者の責務)

第5条 市民等は、他人に迷惑を及ぼし、又は被害を与えるおそれのある歩行中（自転車の運転中を含む。）の路上喫煙をしないよう努めるものとする。

2 喫煙者は、喫煙マナーを自覚し、吸い殻を適正に処理しなければならない。

### (路上喫煙禁止区域の指定)

第6条 市長は、第1条に規定する目的を達成するため、特に路上喫煙を禁止する必要があると認められる区域を路上喫煙禁止区域として指定することができる。

2 前項の規定による指定は、期間又は時間を限って行うことができる。

3 市長は、路上喫煙禁止区域を指定したときは、規則で定める事項を告示する。

(路上喫煙禁止区域の指定の変更又は解除)

第7条 市長は、必要があると認めるときは、路上喫煙禁止区域の指定を変更し、又は解除することができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による路上喫煙禁止区域の指定の変更又は解除について準用する。

(路上喫煙禁止区域における路上喫煙の禁止)

第8条 何人も、路上喫煙禁止区域において路上喫煙をしてはならない。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成24年10月1日から施行する。